

新型コロナウイルス感染症関連情報

特別定額給付金について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金（10万円/人）の申請を5月下旬から受け付けています。

申請期限は8月24日（月）（消印有効）です。まだ申請をされていない方は以下をご確認いただき、期限までに申請ください。

【給付対象者】

令和2年4月27日（基準日）において、下諏訪町の住民基本台帳に記録されている方
※短期滞在者及び不法滞在者は住民基本台帳に記録されていないため対象外です。

【受給権者】

住民基本台帳に記録されている方の属する世帯の世帯主

【申請方法】

1. 郵送申請方式：各ご家庭に5月下旬に郵送した申請書による申請方式
2. オンライン申請方式：マイナンバーカードを利用したオンラインによる申請方式

【添付書類】

- ①本人確認書類の写し：運転免許証／マイナンバーカード／健康保険証などのうちいずれか
- ②振込先金融機関口座確認書類の写し：通帳（名義人・金融機関名・支店名・口座番号がわかるページ）またはキャッシュカード

■問い合わせ 下諏訪町 総務課 企画係 電話27-1111（内線398・397・335）

介護保険料の減免の取扱いについて （新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等対象）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等で、一定の要件を満たしている方は、介護保険料が減免されます。

※現時点での国の基準に基づいた内容となっております。今後国から通知等を受けて要件等が変更となる可能性があります。

【対象となる方】

1. 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者
 2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の（ア）、（イ）全てに該当する者
- （ア）事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）
- （イ）減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること。

【減免の対象となる介護保険料】

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のもの

【申請方法】

介護保険料減免・徴収猶予申請書に、必要な書類を添付して申請してください。
※添付すべき書類は申請理由により異なりますので、お問い合わせください。

【申請期限・申請先】

令和3年3月31日までに町健康福祉課へ申請してください。

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 介護保険係・高齢者係 電話27-1111（内線126・127）

広報

No.688

小ぎくもきりやと
光る美しいまち

発行 下諏訪町
編集 総務課
情報防災係

〒393-8501
長野県諏訪郡下諏訪町4613-8
☎ 0266-27-1111
FAX 0266-28-1070
下諏訪町ホームページアドレス
<http://www.town.shimosuwa.lg.jp>
E-mail=jyoho@town.shimosuwa.lg.jp

ものづくり支援センターしもすわ 新型コロナウイルス感染症予防対策製品等補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症対策として必要とされる、感染症予防対策製品等を購入するにあたり、町内事業者の事業の継続・発展に寄与するため、補助金を交付します。

◆対象者 下諏訪町内事業者または下諏訪商工会議所会員

◆補助対象品目 ①登録指定業者に発注した飛沫防止パーテーション
②消毒液・マスク・非接触型体温計
③リモートワークに必要とされる製品
④その他感染症予防対策に必要とされる製品
※④については事前にご相談ください。



◆補助率 購入合計額の2/3(税込) 上限10万円 (1事業所1回限り)
※補助金額は1,000円未満切り捨てとなります。

◆申請期間 令和2年6月1日(月)から9月30日(水)まで
※この補助金は遡及適用が可能です。

◆申請方法 申請書及び購入費用の領収書または振込領収書、レシート(領収書の場合には明細も添付)をものづくり支援センターしもすわへ持参または郵送。
郵送の場合：〒393-0085 下諏訪町4611番地32(東鷹野町)
ものづくり支援センターしもすわ宛

【飛沫防止パーテーション登録指定業者】

事業者名	住 所	電話番号
共友電材工業(有)	下諏訪町8979 番地	28-6472
第一商工(株)諏訪営業所	岡谷市長地出早3-3-3	78-4050
(有)ナカノ化工	下諏訪町6246番地5	27-8650
(有)エーワン樹脂企画	下諏訪町4944番地5	56-1162
(有)戸田工機	下諏訪町5032番地1	28-8681

■問い合わせ ものづくり支援センターしもすわ 電話：26-2226 FAX：26-1710
下 諏 訪 商 工 会 議 所 電話：27-8533 FAX：28-8811

感染症と災害時の避難行動について

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時に危険な場所にいる人は、避難することが原則です。

●避難とは[難]を[避]けること。

安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。

●避難先は、小中学校・公民館ではありません。

安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。

●マスク・消毒液・体温計が不足しています。

家庭にあるものを持ち出しましょう。

●町が指定する避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。

災害時には町ホームページ等で確認してください。

●豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。

やむをえず車で避難をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認してください。



■問い合わせ 下諏訪町 総務課 危機管理室 電話27-1111 (内線260)